

# 国民健康保険にご加入のみなさんへ

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

柔道整復師（整骨院・接骨院）による施術では、健康保険が適用されない場合があります。保険適用が認められない場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

施術が終了した後に「療養費支給申請書」に署名をする場合は、内容を必ず確認してから署名をするようにし、領収書も忘れずに受け取りましょう。

## ●柔道整復師の施術を受ける方へ

### ○保険が使えるのはどんなとき？

整骨院や接骨院で打撲、ねんざ、骨折および脱臼の施術を受けた場合は保険の対象になります。  
※骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

### ○治療を受けるときの注意

以下に該当する場合は、保険の対象になりませんのでご注意ください。

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良
- ・脳疾患による後遺症等の慢性病や、症状の改善の見られない長期の施術
- ・病院や診療所などで治療中の同じ負傷
- ・工作中や通勤途中に起きた負傷（労災保険の対象です）



## ●はり・きゅうの施術を受ける方へ

### ○保険が使えるのはどんなとき？

主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群<sup>けいわん</sup>、五十肩、腰痛症および頸椎捻挫後遺症<sup>けいつい</sup>など、慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたとき  
※医師の同意書が必要です。

## ●マッサージの施術を受ける方へ

### ○保険が使えるのはどんなとき？

筋麻痺や関節拘縮<sup>かんせつこうしゆく</sup>など、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき  
※医師の同意書が必要です。



## 年金 だより

# 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

問 住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

### 納付した日によって控除証明書の送付時期が異なります

- ・令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方  
……令和3年10月下旬～11月上旬に送付されます
- ・令和3年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した方  
……令和4年2月上旬に送付されます

- ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付したご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。
- ご不明な点は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。